第18回小樽市自治基本条例策定委員会

- · 日 時 平成23年10月26日 (水) 16:00~17:30
- ・場 所 小樽経済センター 4F ホール
- ・出席者 横山会長、石黒副会長、荒田委員、栗田委員、小笠原委員 佐藤委員、神野委員、中委員、山塙委員(田口委員欠席) (事務局)企画政策室 布

議題「市民参加(参画)・協働」についての条文検討を行った。検討部会からの条文案を元に、 条文案の説明、部会での議論について説明

<部会での議論>

- ・「いかに市民が自由に参加が出来て、これからの小樽のまちづくりの可能性が広がっていく イメージ」が重要と思うが、その内容については、条例の前文、目的で表現されるべき。
- ・小樽の現状として、市民参加が低い現状にあることもあり、「参画」ではなく「参加」という表現を用いることとし、定義はしないこととした。ただし、今後の条例全体のバランスで「参画」と言う言葉を使うなら定義をすることになる。
- ・協働、コミュニティーについては定義付けをする。コミュニティーについては、誰もが参加 できるようなおおらかなイメージになるよう配慮する。
- ・基本原則的な条項を規定する。情報共有と合わせて、参加、協働の部分から条例全体の基本 原則として規定することも考えられる。基本原則の部分については議論の余地がまだあると 考える。
- ・市の役割について、市の施策として市民参加を募る面だけでなく、市民のまちづくりに市が 支援するような規定も配慮する必要があるのではないか。
- ・まちづくり活動にも地域性があるので、その点にも配慮が必要と思う。
- ・市民の参加する権利については、市民の権利・責務の部分で議論する。

<条文案に対しての委員会の議論>

- ・コミュニティー活動の項目で、市の役割として「各団体の情報交換や活動拠点の確保その他 の必要な支援」とあるが、この部分は、コミュニティー活動の部分ではなくて、参加、協働 の部分に規定したほうが、法少し広く捉えることが出来るのではないだろうか。
- ・条文案では、章の見出しは「参加と協働」となっているが、基本原則以外で「協働」という 表現を使っていないが、それでいいだろうか。ただ、「協働」という言葉自体、分かりづら い面もあるので、定義しておいて、基本原則に位置付ける。後は、市民参加、市の役割、コ ミュニティー活動について規定すると言う考え方もできる。
- ・基本原則を章として取り出すかどうかは、最後の全体の調整の中で見極めたい。
- ・表現の具体性などについては、最後の全体調整の中で見極めたい。

<全般としての議論>

- ・今後の議題として、行政運営なども入ってくるが、現行の地方自治法の改正などもあるので 注意が必要と思うし、どこまで盛込むかも議論のポイントになると思う。
 - (事務局で他市の状況をまとめて資料として提出することとした)
- ・総則、基本原則、小樽市の独自の規定についても、平行して議論をしていく。
- ・今後の流れについては、11月に検討部会の議論を受けて、市民、議員、市長、市職員の権利責務について議論する。12月には、行政運営を事務局資料を元に議論する。1月から3月にかけて、目的、総則、基本原則、小樽市の独自規定について、全体的なまとめと平行して行っていく。
- ・前文については、3月を目処に前文起草部会で作成していきたい。
- ・市民の定義について、住民投票の部分は結論に達していないが、住民投票の市民と、参加協 働での市民とは、範囲が違ってくると思うので、その議論も必要と思う。
- ・「まちづくり」についてもどういったものか、定義するかどうかは別として、もう少し共通 認識があったほうが良いと思う。
- ・条例において定義するかどうかは別として、「まちづくり」についてある自治体では、「自らが主体となって、豊かな暮らしを営むために、地域社会を築いていく活動をいいます」と規定しています。大体このイメージだと思う。
- ・市民においては、他市の例を見ると、市内居住者の他、通勤通学者、市内事業者及び団体と 定義しているところが多い。まちづくりという意味では、住んでいる人のみを対象としては 規定としても難しくなるのではないだろうか。
- ・事業者の権利、責務については難しい部分もある。事業者を校正する従業員としては、居住する人や通勤者で網羅されていると思うが、事業者自体の権利、責務となると難しい部分はあると思う。現実には会社として、地域参加はしているので、そういった部分を規定していくことになると思う。

上記の意見を考慮しつつ、検討部会案を条文案として、後日修正を加えていくこととした。以後日程を調整し終了した。